

第2期南部町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

【計画策定の趣旨】

全国的に少子化が進む中で、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加などにより、子育ての不安感や負担感を抱く方が増えており、子育て支援の環境整備が急務となっています。

そのような背景の中で、子どもを産み育てやすい環境を整備していくため、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が始まり、5年が経過しようとしています。

この制度では、国と地方公共団体の責務が明確化され、市町村は、地域のニーズに基づき、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に行うこととなっています。

【計画の位置づけ】

南部町は、この法律に基づき、子ども・子育て支援の総合的な計画として、「南部町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

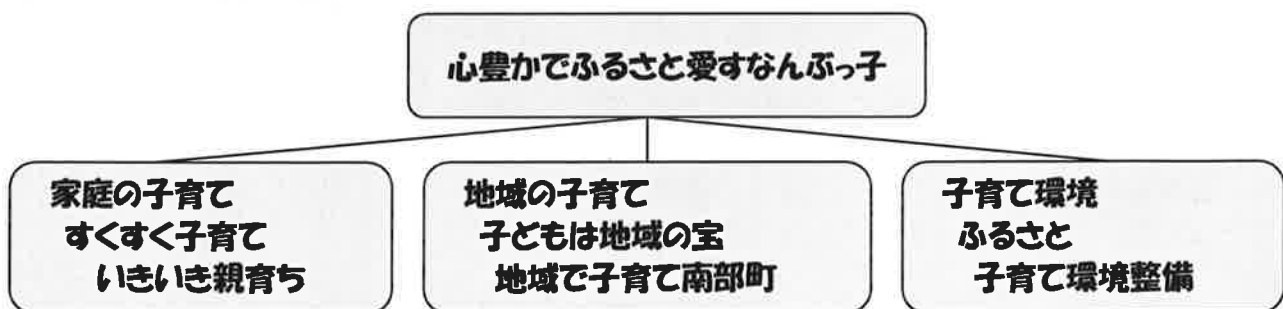
第2期計画は、これまでの計画の成果と課題を踏まえながら見直しを行い、南部町における子ども・子育てを支援する方向性や目標及び具体的な施策と事業を示すものです。

【計画の点検・評価】

第2期計画は、令和2年度～令和6年度までの5年間の計画として策定するもので、子ども・子育て支援法に基づき設置した南部町子ども・子育て会議において、継続的に実施状況の点検と評価を行い、その内容をホームページ等で公表します。

【計画でめざす姿】

地域の宝である子どもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心も豊かに育ち、ふるさととなるこの地を愛し、誇りを持てるような町づくりをめざし、「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」をめざす姿に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進するものとします。



【基本目標の7つの柱】

1. 地域における子育て支援
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 仕事と家庭の両立
6. 子どもの安全確保
7. 要保護児童等への対応

基本目標と具体施策

1. 地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの育ちを地域で支える環境づくり

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 母子保健事業と子どもの健康づくり事業
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 地域とともに歩む幼児期の教育・学校教育の推進
- (3) 地域と連携した家庭教育の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備

5. 仕事と家庭の両立

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

6. 子どもの安全確保

- (1) 安全教育・防災教育の推進
- (2) 犯罪被害から守るための活動推進

7. 要保護児童等への対応

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

※保育園のあり方について

保育園の老朽化対策や多様な保育サービスの提供を行うため、入所児童数の推移による施設数及び規模の適正化を図りながら、保育園の統合による建替えと大規模改修による長寿命化を含めた検討を行っていきます。

幼児教育・保育等の提供区域の設定

この計画では、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることや施設・事業の特性等を配慮し、町全体を1つの区域として設定し、区域ごとに幼児教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、その確保に努めていくこととしています。

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業		令和2年度		令和6年度	
		3号認定	0歳～2歳児	1号・2号認定	3歳～就学前
幼児教育・保育				139人	124人
				207人	190人
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業			2か所	2か所
	地域子育て支援拠点事業			2,140人	1,905人
	妊婦健康診査			728回	644回
	乳児家庭全戸訪問事業			52件	46件
	養育支援訪問事業その他地域支援児童、要保護児童等の支援に資する事業			4件	4件
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）			2人	2人
	ファミリー・サポート・センター事業			20人	40人
	一時預かり事業			360人	360人
	延長保育事業			110人	110人
	病児・病後児保育事業			400人	400人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				160人	146人

※上記の表の中で、幼児教育・保育の1号認定、2号認定、3号認定の区分は次のとおりです。

区分	対象者	主な利用先
1号認定	3歳～就学前のお子さんで保育を必要とせず、教育のみを希望する方	認定こども園、幼稚園
2号認定	3歳～就学前のお子さんで保護者の就労や病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園